

埼玉県精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会委員数は、33名とする。うち、合議体を構成する委員（以下「委員」という。）は25名、合議体を構成しない委員（以下「予備委員」という。）は8名とする。

(会長)

第2条の2 委員及び予備委員（以下「委員等」という。）の互選により、会長及び副会長を各1名選出する。

2 副会長は、事故等により会長が職務を遂行できない場合にその職務を代理する。

(合議体の設置)

第3条 審査会に5合議体を設置し、それぞれ第1合議体、第2合議体、第3合議体、第4合議体及び第5合議体と称する。

2 各合議体の委員は5名とし、会長が指名する。

3 予備委員は合議体での審査の前提となる意見聴取等を行う。

4 任期途中において、委員等に変更があった場合、新たな委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(合議体の開催)

第4条 それぞれの合議体は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 委員の事故等により、合議体の議事を開くことができないと見込まれるときは、会長の指名により他の合議体の委員等を参加させることができる。

(合議体の議決等)

第5条 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

2 議決において、可否同数の場合は、他の合議体において当該案件の審査を行う。ただし、他の合議体においても可否同数となった場合は他の合議体の長の決するところによるものとする。

(関係者の排除)

第6条 委員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該審査に係る議

事に加わることができない。

- (1) 委員等が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は、当該精神科病院に勤務（非常勤含む）している者であるとき。
- (2) 委員等が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診療を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。）であるとき。ただし、入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していないときは、当該入院に係る診察を行った指定医であるとき。
- (3) 委員又は予備委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (4) 委員又は予備委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることができない委員等であるかどうかの確認については次によるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は指定医である委員の所属を確認し、あらかじめ当該委員の関係する審査案件については他の合議体に付議する。
- (2) 前項第3号及び第4号については、個別の当該患者の審査ごとに、委員又は予備委員からの申し出により確認するものとする。
- (3) 前項各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

3 審査会は、関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避け、審査を行う合議体を定める等の配慮を行う。

（退院等の請求に関する審査等）

第7条 退院等の請求に関する審査に当たっては、次の第1号から第4号に掲げる者に原則として面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うものとする。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、合議体の判断で書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。

2 なお、次の第5号に掲げる者については、合議体の判断で、面接又は書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

- 3 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。
- 4 意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ用紙を第1項第1号から第4号に掲げる者に送付し、記載を求めておくものとする。
- 5 面接の際、第1項第1号から第4号に掲げる者に対し、次条第2項の規定に基づく意見陳述の機会のあることを伝えるものとする。
- 6 第1項の意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うこととする。
- 7 意見聴取を行う委員については、あらかじめ当該合議体で定めておくものとする。なお、当該委員2名以上とし、少なくとも1名は精神医療に関し学識経験を有する委員とする。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

第8条 合議体での退院等の請求に関する審査に当たっては、必要に応じ関係者から意見の聴取を行うことができる。

- 2 合議体は、請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者から合議体の当該審査の場で意見を陳述したい旨の申し出があった場合は、第10条第2項で規定する場合を除き、その意見を聴くものとする。

なお、請求者が当該患者である場合で、前条第1項による意見聴取により充分把握できており、合議体が意見を聴取する必要がないと認めた場合はこの限りではないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告徴収等)

第9条 合議体は、当該審査を行うに当たって特に必要と認めた場合には、知事に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である委員の同行を求めることができる。また、その結果について報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて関係者に対して出頭を命じて審問することができる。
- 3 審査会は、当該審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得た上で、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 4 審査会は、当該審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支

援委員会審議記録その他の帳簿類の提出を命じることができる。

(審査請求の取り下げ)

第10条 退院等の請求の審査終了前に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により知事になされた旨又は当該患者が病院から退院した旨知事から審査会に報告がなされた場合には、これにより合議体の審査は終了する。ただし、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は、入院形態にかかわらず有効とみなして審査を行うものとする。

2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接係る処置に関する請求以外の請求である場合には、第7条第1項、第8条第1項及び同条第2項の手続きを省略し、直ちに審査を行うことができる。

(定期の報告等の審査)

第11条 定期の報告等の審査については、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を可能な限り避けるものとする。

2 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して、事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。

3 審査会は、当該審査に当たって必要な場合には、知事に対し法第38条の6に基づく実地審査を行うよう要請することができる。また、出頭を命じての審問、委員による診察及び診療録その他の帳簿書類の提出については、第9条第2項、第3項及び第4項の退院等の請求の場合に準じるものとする。

4 合議体は、特に必要と認める場合においては、当該病院管理者の意見を聴かなければならない。

5 合議体は、入院が適当でないと判断する場合においては、当該病院管理者の意見を聴かなければならない。

(電話相談の取扱い)

第12条 知事は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第13条 審査会は、審査終了後、速やかに知事に対して審査結果を通知するものとする。なお、別途、審査結果に付して知事、当該患者が入院する病院管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対して参考意見を述べることができる。

2 退院の請求であっても、合議体における審査の結果、処遇の改善が必要と判断された場合には、その旨知事に通知するものとする。

(審査の非公開)

第14条 合議体の審査は非公開とする。

(合議体における資料の扱い)

第15条 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(資料及び記録の保存)

第16条 審査会の資料及び議事内容の記録の保存は、5年とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は審査会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は昭和63年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第3項に係る部分については、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。